

国民健康保険 介護保険・老人医療の 決算状況についてお知らせします

国民健康保険 保健医療課 (内線1771)

国民健康保険は、私たちが病やけがをした場合に必要な給付を行い、生活の安定を図ることを目的とした相互共済の制度です。
この制度は、加入者の皆さんの負担金(国保税)、国・県などの補助金を財源に運営されています。
今回は、昨年度の国民健康保険の決算状況をお知らせします。

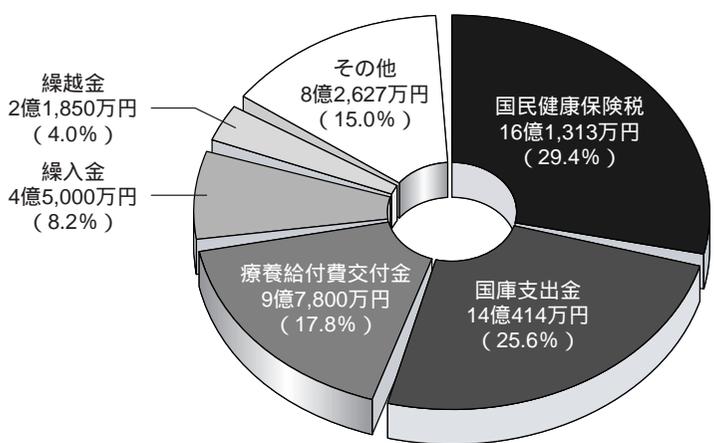
決算では医療費の支払いが増加

平成19年度の国民健康保険の決算は、左の円グラフのとおりです。
歳入総額は54億9,004万円、歳出総額は51億5,453万円です。歳入総額から歳出総額を差し引いた「形式収支」は、3億3,551万円の黒字となりました。
しかし、この形式収支から一般会計繰入金、基金繰入金および前年度繰越金を差し引いた「単年度

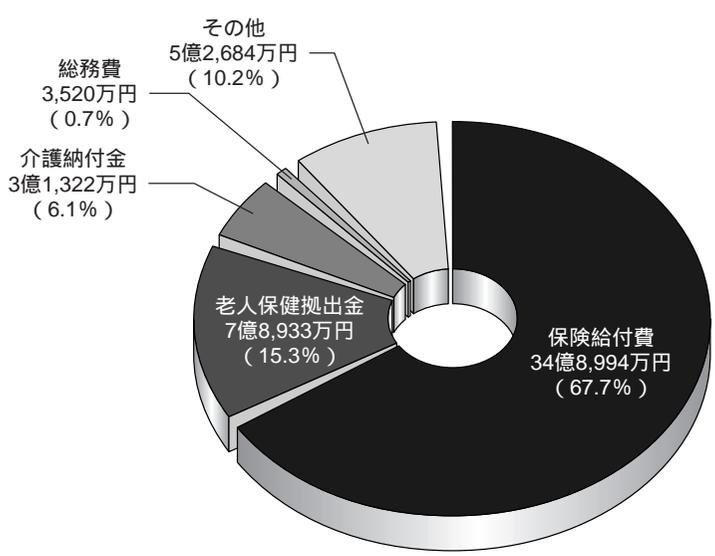
実質収支」は1億7,546万円の赤字でした。
歳出では、皆さんの医療費の支払いに充てる「保険給付費」と「老人保健拠出金」の合計で42億7,927万円となり、歳出総額の83%を占めています。
一人当たりの年間医療費は県内40市中第1位

平成19年度 国民健康保険の決算状況

歳入 54億9,004万円



歳出 51億5,453万円

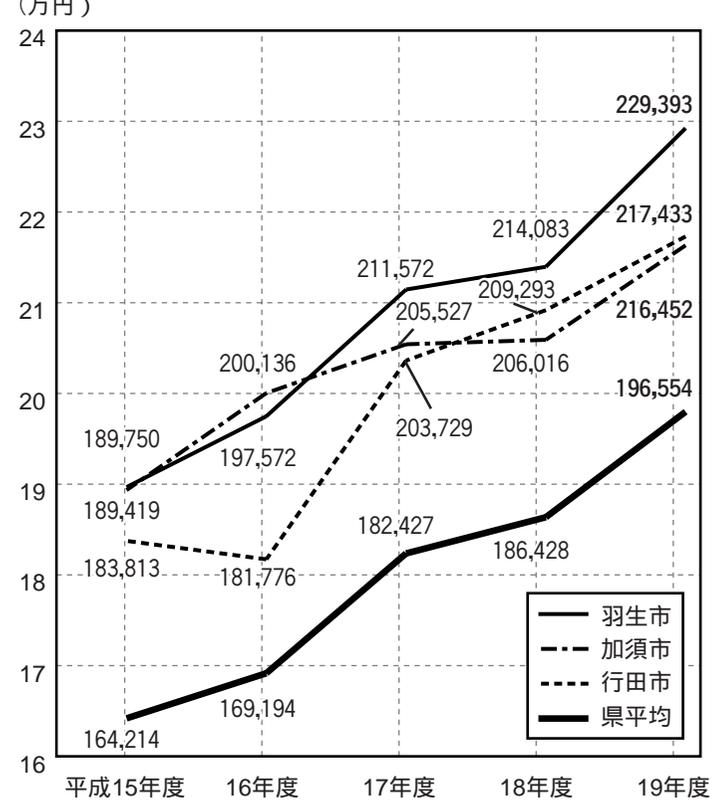


均の196,554円を大きく上回っています。
原因としては、羽生市の受診率や受診した場合の一件当たりの日数が、県平均を大きく上回っていること、加えて高度医療(脳疾患、心疾患、がん治療等)による高額な医療費の支出が大きな要因と思われます。

国保の加入と脱退の状況

職場の健康保険の加入者と被扶養者を除くすべての方は、国保に加入することになっています。いずれの医療保険にも加入していない方や次のような場合には14日以内に届出をしてください。
国保への加入
・ 職場の健康保険に加入していない方が他市町村から転入したとき
・ 職場の健康保険をやめたとき
・ 国保加入の方に子供が生まれたとき

一般被保険者の一人当たり医療費の推移



特定健診と特定保健指導

今年4月から特定健康診査と特定保健指導が始まりました。これは、医療保険者に義務付けられた生活習慣病に関するメタボリックシンドローム(内臓脂肪型肥満)に着目した健診です。
この制度の実施に伴い、特定健康診査等実施計画を策定しました。この計画では、5年後の平成24年には健診受診率65%、特定保健指導利用率45%、メタボリックシンドローム減少率10%としております。この目標値を達成できない場合には、羽生市国民健康保険から支出している後期高齢者等支援金の額が最大で10%加算されます。また、国民健康保険税の増額も予想されます。逆に達成した場合には、最大で10%減算されます。

自分の健康管理は常口(ころ)から

皆さん一人ひとりが健康であるためには、日ごろから「バランスのとれた栄養」「適度な運動」「十分な休養」が必要になります。
また、定期的に健康診断を受けることで、病気の早期発見・早期治療ができ、病気の慢性化が防げます。
みなさんが毎日の健康管理に気をつけることで医療費の増加を抑え、ひいては国保税の上昇を抑えることができます。